

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人つばさ国際特許事務所 様 あて名 〒160-0022 日本国東京都新宿区新宿1丁目15番9号さわだビル3階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 02.06.2015	
出願人又は代理人 の書類記号 GP2014-042		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2015/056654	国際出願日 (日.月.年) 06.03.2015	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01S3/10(2006.01)i, G02F1/37(2006.01)i, H01S3/23(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ギガフォトン株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。			
<input checked="" type="checkbox"/>	第I欄	見解の基礎	
<input type="checkbox"/>	第II欄	優先権	
<input type="checkbox"/>	第III欄	新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成	
<input type="checkbox"/>	第IV欄	発明の単一性の欠如	
<input checked="" type="checkbox"/>	第V欄	PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明	
<input type="checkbox"/>	第VI欄	ある種の引用文献	
<input type="checkbox"/>	第VII欄	国際出願の不備	
<input checked="" type="checkbox"/>	第VIII欄	国際出願に対する意見	
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。			

見解書を作成した日 13.05.2015			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 佐藤 宙子	2 X 9 3 1 6
		電話番号 03-3581-1101 内線 3294	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-14	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-14	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

1. JP 2011-522296 A (サントル ナショナル ドウ ラ ルシエルシュ シアンティフィック) 2011.07.28
2. JP 11-298083 A (株式会社小松製作所) 1999.10.29
3. JP 2003-161974 A (株式会社ニコン) 2003.06.06
4. WO 2011/148895 A1 (ギガフォトン株式会社) 2011.12.01

請求項1-14に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対し進歩性を有する。

波長変換システムを含む固体レーザーシステム(文献1-4等)において、固定レーザー装置の波長制御を、微調整と粗調整とで切り替え可能に構成する点は、文献1-3に記載されており、文献1[請求項10]等には、2つの固体レーザー装置のうち一方において、検出された出力パワーに応じて波長制御の切り替えを行う点が記載され、文献2[図8]等には、検出された出力波長と目標波長との差に応じ、固体レーザー装置に備わる波長可変手段を切り替えるものが記載されている。また、文献3[0080]には、固体レーザー装置の波長制御を、検出された出力波長に応じ、微調整或いは粗調整することが記載されている。しかしながら、検出された出力波長の目標波長との差に応じて、2つ備わる固体レーザー装置の間で、波長を変化させる装置を切り替え可能に、固体レーザーシステムを構成する点は、国際調査報告で引用された文献に開示ないし示唆されていない。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項 1, 13 は、種別を問わない 2 つの固体レーザー装置の波長制御に関する発明であって、しかしながら、そのような発明は明細書による裏付けが不十分である。すなわち、明細書等からは、波長可変速度の異なる 2 つの固体レーザー装置を組み合わせる場合以外、固体レーザーシステムにおける技術上の意義を十分把握することができない。